

指標 5.c.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 5.c.1 ジェンダー平等及び女性の能力強化のための公的資金を監視、配分するシステムを有する国の割合

ターゲット 5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

ゴール 5 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う

定義及び根拠

○ 定義

この指標は、公的財務管理周期を通じて「ジェンダー平等及び女性の能力強化」(gender equality and women's empowerment, GEWE) のための予算配分の変化を把握し、それらを公表している国の割合として定義される。

この指標では、3つの基準を測定する。最初の基準では、GEWEに関するプログラム/政策及びGEWEの実施を支援するための財源配分があるかどうかを特定し、政府がGEWEに取り組もうとしているかに焦点をあてる。第2の基準では、政府がこれらの政策目標のための財源配分の変化を監督できる、公的財務管理制度を通じたメカニズムを持っているかどうかを評価する。第3の基準では、GEWEの配分に関する情報を公開する条項の存在を評価することにより、データの透明性に焦点を当てている。

この指標はグローバルレベルでモニタリングされているが、各国は、国際基準に従って自らの地位を評価することができる。また、自国の経年変化の確認や他国と自国の仕組みを比較することもできる。

○ 概念

ジェンダー平等及び女性の能力強化のための予算配分の変化を把握し、それらを公表しているかどうかの評価は、以下の調査票に基づいている。

基準 1.政府プログラム及びその財源配分に、以下の公的支出のどの側面が反映されているか（直近で締めくくった会計年度）

質問 1.1. ジェンダー平等が主な目的ではない（公共サービス、社会保障、インフラストラクチャー等）が、ジェンダー格差を埋めるための行動が組み込まれているものも含めて、明確に特定されたジェンダー平等の目標に言及した政府プログラムや政策があるか

質問 1.2. これらの政策及び/又はプログラムには、その一般的な目的とジェンダー

の平等目標の両方を達成するために十分な財源配分が予算の中でなされているか

質問 1.3. これらの財源が予算に従って確実に実行されるようにする手続きはあるか

基準 2. 公的財務管理制度では、どの程度、ジェンダー関連又はジェンダー対応の目標を促進しているか（直近で締めくくった会計年度）

質問 2.1. 財務省/予算庁は、ジェンダー平等を志向した予算配分に関する具体的なガイダンス又は公聴会などの指示書を発行しているか

質問 2.2. 予算に含めるよう提案された主要な政策とプログラムは、ジェンダー影響事前評価の対象となるか

質問 2.3. 性別に詳細集計された統計及びデータが、予算関連の決定に情報を与えるものとして主要な政策やプログラムに使用されているか

質問 2.4. 政府は予算の文脈において、ジェンダー関連目標の明確な声明（ジェンダー予算声明やジェンダー対応予算法）を提供しているか

質問 2.5. 予算配分は、ジェンダー平等目標との関連を特定するため機能ごとの分類を含む「タグ付け」の対象となるか

質問 2.6. 主要政策及びプログラムは、ジェンダーの影響評価の対象となるか

質問 2.7. 予算は、ジェンダー対応政策を促進する程度を評価するために、独立した監査の対象となっているか

基準 3. ジェンダー平等と女性の能力強化のための配分は公表されているか（直近で締めくくった会計年度）

質問 3.1. ジェンダー平等のための配分のデータは公表されているか

質問 3.2. 公表されている場合、このデータは財務省（又は予算を担当する機関）のウェブサイトおよび/または関連する公告紙又は告示にアクセスしやすい形で公開されているか

質問 3.3. そうであれば、ジェンダー平等のための配分に関するデータはタイムリーな形で公表されているか

○ 根拠及び解釈

適切かつ効果的な資金調達、SDG ゴール5 及び SDG 枠組みでジェンダーに関連する目標を達成するために不可欠である。財源配分を追跡することで、政府はジェンダー政策目標を達成するために、計画及び予算策定周期に計画的な措置を導入する。これらの配分を公にすることで、政府は予算の意思決定において、より高い透明性及び説明責任を約束する。

指標 5.c.1 は、財政システムの特性に関するもので、ジェンダー平等と女性の能力強化のために配分される財源の量や質に関するものではない。この指標は、政策レビュー、より良い政策策定、より効果的な公共財政管理の情報を与える公的財源配分を行い、その変化を確認するシステムを整備するインセンティブを政府に与えることができる。

データソース及び収集方法

世界的に、指標のデータ収集プロセスは、効果的な開発協力のためのグローバル・パートナーシップの監視する枠組みを通じて行われ、国レベルの監視の一環として実施される。グローバル・パートナーシップのモニタリングは、関係政府省庁間でのデータ収集と妥当性確認を調整するために、それぞれの政府によって任命された各国コーディネーターが主導する。

この指標に関するデータは、モニタリングの手引きを伴った電子調査票を用いて収集される。これらは通常、財務省又は政府の予算を担当する機関に送付される。国のコーディネーターは、調査票を完成させるために財務省、女性省、その他の関連省庁との調整を行う。これは、各国が国際基準に従って自国の状況を評価するための情報を提供するものである。

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

この指標の各国の状況は、以下の表に基づいて計算される。

基準別の要件

その国は基準 1 を満たす	基準 1 の 3 つの質問のうち 2 つに「はい」と答えた場合
その国は基準 2 を満たす	基準 2 の 7 つの質問のうち 4 つに「はい」と答えた場合
その国は基準 3 を満たす	基準 3 の 3 つの質問のうち 2 つに「はい」と答えた場合

それぞれの基準の各質問の重要度は同じである。各国は、それぞれの基準を満たすためには、基準ごとに定められた「はい」の回答数の以上の「はい」の回答数が必要となる。全ての基準が満たされた国は、「完全に要件を満たす」と分類される。1つ又は2つの基準が満たされている場合、「要件に近づいている」、基準が満たされない場合は「要件を満たさない」に分類される。

○ コメントと限界

なし

データの詳細集計

なし

参考

なし

データ提供府省

内閣府

関連政策府省

内閣府

担当国際機関

UN ウィメン (UN Women)

経済協力開発機構 (OECD)

国連開発計画 (UNDP)